

## 「託送料金認可決定取消訴訟」控訴審第4期日・記者会見・報告集会記録（確定版）

【日時】 2024年6月5日（水） 16時～17時40分

【場所】 福岡県弁護士会館 401会議室

進 行 ただいまから託送料金変更認可取消請求訴訟控訴審第4期日の口頭弁論意見陳述に関する報告集会を開催いたします。本日はマスコミの方がいらっしゃっていませんので、このまま報告集会とさせていただきたいと思っております。それではまずお手元の資料を確認いたします。資料に関する「頭書き」があり、それから「控訴準備書面5」と「鑑定意見書」ですね。これは会計学の立場からの意見書ということになります。次に「報告書」で、グリーンコープで行いました、先ほど提出しました署名と「託送料金訴訟を支える会・静岡」で行ったネット署名の報告となります。それから「証拠書面9」ですね、これは「甲40」から「甲45」に関わる証拠です。それからカラーの「意見陳述スライド」です。本日は馬場弁護士が法廷で意見を述べられましたスライドを印刷したものです。以上の6点になりますので、不足ございましたらお申し出ください。

続きまして、弁護団、原告の紹介をさせていただきます。弁護団から弁護団長の小島弁護士、それから馬場弁護士、篠木弁護士、北古賀弁護士、福島弁護士。原告からグリーンコープ共同体日高代表理事、GCおおいた薬師寺理事長、社会福祉法人グリーンコープ小林理事長ですね。それとGC（長崎）島田理事長、それからGCかごしま横山理事長、共同体組織委員会上川畑委員長、それとグリーンコープ共同体東原常務です。それでは早速代理人から本日の意見陳述などのご報告をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

馬 場 最初に、今署名を裁判所に渡してきたので、その報告をしたらどうですか。

進 行 はい、松田さんのほうから署名を渡してきた報告をお願いします。

松 田 署名提出の報告をさせていただきます。署名の取り組みは、2月の中旬から3月の中旬、約1ヵ月ほどの短い期間で行い、組合員の皆さんまた一般の市民の方々から署名を寄せていただきました。その筆数としては26,549筆となっています。実際はこれ以上もあつたんですけども、証拠として扱えないもの、鉛筆書きであつたりとか、住所の不備であつたりとか、厳格に見直しをして、約700以上、千近い署名が無効になりました。それと「託送料金訴訟を支える会・静岡」の皆さんたちがインターネットの署名に取り組んでくださり、5月29日現在で1284名の方々から署名をお届けいただいております。これを先ほど裁判所に証拠として提出をいたしましたのでご報告させていただきます。以上です。

進 行 ありがとうございます。それでは馬場弁護士、よろしく願いいたします。

馬 場 皆さん、お疲れ様です。馬場のほうから今日の期日の内容について簡単にご報告をさせていただきます。まず、期日間に「控訴準備書面5」というものを裁判所に提出しました。これは高野先生たち会計学の学者さんが作成してくれた意見書を準備書面の形にしたものになります。内容的には、学者さんの意見書、これを

法律家の文書にして提出したということです。あと、この意見書を作るにあたって、いろんな文献を参考にしていますので、その文献等を証拠として裁判に提出しています。今回、私がパワーポイントのスライドを使って意見陳述をしたんですけれども、これは控訴準備書面に書かれているものをパワーポイントに落とし込んで、まとめたもの、要約したものになります。では、パワーポイントのスライドに基づいてお話をしていきます。

最初に、今回の会計学の準備書面がどういう目的で作ったのかについて説明を行いました。「スライド2ページ」なんですけれども、私たちは控訴理由書で何が原価に当たるのかについて、会計の諸原則に照らして、「その事業を営むために必要な費用かどうか、それによって定まる」という主張をしておりました。あとは「電気事業法に規定する適正な原価、これは一般送配電事業を営むために必要な費用」という主張をしておりました。また、「原価というのは財務会計上の概念なので、会計の諸原則に照らしてその概念とか意味内容は極めて明確になっています、経済産業大臣の裁量なんかないんです」という主張をしておりましたので、ここで学者さんの意見書を踏まえて、「会計の諸原則からすると原価とはこういうものなんです」というのを説明したのが今回の準備書面になります。

パワーポイント3ページからですが、初めに原価計算基準というものについて説明を行いました。実は会計学の中で原価計算基準というルールみたいなものを作っているんですね。それは法令ではないんですけれども、慣習法として位置づけられておまして、会社法とか昔の旧商法とかの会計慣行に該当するものなので、会計学を算定するうえでこの原価計算基準に従って動かなければいけません、そういうような規範性・拘束力を持っている、そういう基準なんですよと言うのを一番初めに説明をしました。これがスライド3ページ～8ページまで、原価計算基準についてということについて説明をしております。法令ではないけれども、拘束力・規範性を持っている。そして各企業はこれに則って原価計算をしていかなければいけない、会計のルールをこれに従って運用していかなければならない、そういう基準なんですよということを最初に説明をしておりました。

スライド12ページに飛んでいきますけれども、そもそも原価って何なんでしょうかということを書いていきました。いろんな費用があるかとは思いますが、全ての費用が原価になるわけではありません。原価の要件として、この「原価計算基準」では4つの要件、これに該当すると原価ですよ、逆にこの要件に合わなければ原価にはなりません、という4つの要件を書いたのが14ページ。14ページのところに「経済価値消費性・給付関連性・経営目的関連性・正常性」というふうに書かれていますけれども、これに該当する費用であれば原価に当たります。逆にここに該当しない、一つでも当てはまらなければ原価にはなりません。そういうルールがこの「原価計算基準」では設けられているという流れになります。そもそも「経済価値消費性」というのは何なのかと言うと、あるモノがあっただけではなくて、消費して初めて原価になるという、そういうルールがあるんですね。消費しなければ原価にならない、消費して初めて原価になるというのが「経済価値消費性」と呼ばれている。あとは、ある製品とかサービスのため

に使われたものであること、給付との関連性があるものでないと原価になりません。それが「給付関連性」。あと3番目の「経営目的関連性」、これは経営目的に関連した消費分しか認められない。事業に全然関係ないものは原価には当てはまりませんよ、経営目的と全く関係ないもの、関係ない費用については原価になりませんよというのが「経営目的関連性」。これが3つ目の要件です。あとは企業というのは正常な状態で企業活動をしておりますので、正常な状態、正常な生活、正常な社会、そういうようなところで発生した消費分、これしか原価になりません。異常事態の下で発生した原価になりませんというのがこの「正常性」と呼ばれているものです。そして「原価計算基準」ではこの4つの要件を満たしたら原価ですよということを規定しています。その一方でもう少し分かりやすくするために、こういうようなものは原価には当たりませんという「非原価項目」というのを例示しているんです。こういうようなものは原価から当たりませんというのが「非原価項目」。それがスライド15ページに書いてあります。例えば未稼働の固定資産、全然動いていない固定資産、あとは長年に亘って休止している設備、あとはさっきの「経営目的関連性」に関連しますけど、事業と全く関係ない資産の減価償却費とか、管理費とか、税金関係、有価証券の評価損、売却損、こういうようなものが「非原価項目」として例示されています。あともう一つ、さっき「正常性」という話がありましたけれど、異常な状態における費用、これは原価には当たりません。例えば火災、震災、水害、こういうような偶発的な事故、予測しえない事故、こういうような損失もしくは、そういうような予測できない災害によって固定資産に減価が生じた場合の臨時の償却費とか。あとは異常事態のものなので例えば違約金とか損害賠償金とか、あと固定資産の売却損とか除去損とか、こういうようなものは原価には当たりませんというふうに規定されています。簡単に言うと「原価計算基準」というものがありまして、これは拘束力・規範性を有して各企業とか皆が従わなければならない、そういう義務付けられている基準があります。その「原価計算基準」では原価に当たるための4つの要件が設けられております。この4つの要件に全て当てはまれば原価に当たります。しかし一つでも当てはまらなければ原価に当たりません。また「非原価項目」というのが例示されていますけれども、その「非原価項目」にあたると原価にはなりませんという基準が設けられております。それを踏まえて「賠償負担金」と「廃炉円滑化負担金」、これは原価に当たるんでしょうか、当たらないんでしょうかというものを述べたのがスライド17ページに書いてあります。

まずスライド17ページ。原価の4要件に照らして考えるんですけれども、賠償負担金というのは福島第一原発事故に係る損害賠償費用、そして廃炉円滑化負担金というのは原発の廃炉費用です。なのでこれらの費用というのはそもそも送配電サービスの提供販売といった、一般送配電事業者の経営とはあんまり関係がない。なので、その経営過程における経済価値の消費にはならない。さっき、消費して初めて原価の一つ目に当たるという話がありましたけれども、今回の費用というのは経営過程における経済価値の消費、これにはちょっと違う話なので、1番目の「経済価値消費性」、これには該当しない形になります。続いて2つ目の

要件、「給付関連性」。これがスライド18頁なんですけれども、賠償負担金と廃炉円滑化負担金、これは発電事業に係る費用です。なので送配電サービスの提供販売というような経済価値があるわけではありません。なので給付と関係ない。送配電サービスの提供という給付と、賠償負担金・廃炉円滑化負担金、これは発電事業に係るものなので、関連しないんです。なのでこの賠償負担金と廃炉円滑化負担金は2つ目の要件の「給付関連性」これにも該当しないという形になります。また3つ目、スライド19ページなんですけれども、これは「経営目的関連性」ですね、経営目的に関連するものでないと原価には当たりません。一般送配電事業者の経営活動というのは送配電サービスの提供・販売というものです。だけど賠償負担金と廃炉円滑化負担金は発電事業に関わるものであって、送配電サービスの提供・販売とは全く関係ないですよ。一般送配電事業者の経営活動は送配電サービスの提供だけど、賠償負担金・廃炉円滑化負担金は発電事業に関わる経営目的に関係ない費用なので3番目の「経営目的関連性」にも該当しません。続いて4番目の「正常性」、スライド20ページなんですけれども、賠償負担金というのは東日本大震災による福島第一原発事故によって生じた損害賠償費用、お分かりの通り異常事態の下で発生した損害賠償費用なので、正常の事態、正常時の経営活動の下で消費された経済価値ではありません。また廃炉円滑化負担金なんですけれども、これは元々従来よりも安全対策が厳格となった新規制基準を満たしていない原発の廃炉費用というものですので、原発を稼働するための安全対策の基準を満たしておりません。この時点で、安全対策の基準を満たしていない以上、正常な経営活動の下で消費される経営価値、経済価値ということにも当たらない。なので賠償負担金と廃炉円滑化負担金はいずれも4つ目の要件である「正常性」を満たしていないということになります。なので、賠償負担金と廃炉円滑化負担金はさっき言った4つの要件、「経済価値消費性、給付関連性、経営目的関連性、正常性」、この4つの要件を一つも満たしていないので、原価には当たらないということが会計学上言えます。もう一つ、「原価計算基準」には原価に当たらない項目、「非原価項目」を例示しているというふうに言いました。じゃあそれを踏まえて「非原価項目」の観点から見ていきましょう。スライド21ページです。まず廃炉円滑化負担金なんですけれども、これは廃炉となった原子力設備の減価償却費を含んでおりますので、廃炉円滑化負担金というのは未稼働の固定資産の減価償却費に該当することになりますね。なので、さっき未稼働の固定資産の減価償却費は非原価に当たるという例示がなされていたので、廃炉円滑化負担金は「非原価項目」に該当します。また「非原価項目」では、異常な状態を原因とする価値の減少、例えば火災とか震災とか風水害とか、そういう偶発的事故による損失、これが「非原価項目」ですよというふうに例示されているんですけれども、賠償負担金というのは東日本大震災による福島事故の損害賠償費用ですので、震災の偶発的事故による損失に該当するので、これも非原価になります。また廃炉円滑化負担金のほうに戻りますが、スライド23ページ、廃炉円滑化負担金は従来と比較して安全対策が厳格となったために廃炉とせざるを得ない原発の廃炉費用なので、これは予期しえない事態によって生じた固定資産に著しい減価を生じた場

合の臨時償却費、これに当たるんです。なのでこの観点からしても、廃炉円滑化負担金は非原価に当たるということが会計学上、言えます。なので、賠償負担金と廃炉円滑化負担金は、「原価計算基準」における原価の4つの要件、これを一つも満たしておりません。またこの2つの費用はいずれも「原価計算基準」に例示されている「非原価項目」に該当することになるので、こういう観点からも原価に当たらないということが出来ます。国のほうは原価に賠償負担金と廃炉円滑化負担金を含めなさいというような省令改正をしているんですけども、会計学の観点からすると賠償負担金と廃炉円滑化負担金、これは明らかに原価に当たらないので、今回の国のやり方は会計学の観点からみると明らかに間違っていますよということを述べたのが今回の準備書面、そして私のパワーポイントのスライドという形になります。以上です。

進 行 ありがとうございます。それでは、福島弁護士と北古賀弁護士が後ほど退席されるということで、先にお願ひしたいと思ひます。

福 島 福島です。本日はありがとうございます。今回の問題で、作る時のお金がかかったのなら、捨てる時のお金もかかるだろう。それは分かるんですけども、他方で作る人と送る人が別の時に、なぜ送る人の中に、制度を作る人の話が入ってくるのかっていう、こう縦軸と横軸がなんか入り混じって分かりにくいというのがそもそもあって、この分かりにくいということはずっといろんなところで言われているわけですよ。で、契約とかやるうえで分かりにくいというのが一番よくないことで、ちゃんと説明してもらわないと払うものは払わないというのが当然のことなんですけど、当然のことをなぜかちゃんと説明しないっていうのがこの問題のある意味所在で、今回は馬場先生がだいぶ整理してくださってはいますけれども、そこら辺の説明責任というのは制度をやるうえ上もちゃんとある、誰でもかれでも金を取っていいというわけでももちろんないので、そこら辺はちゃんとやってほしいなっていうところが、大きなテーマとして、今回細かいところの話に入ってますけど、テーマとしてはキャッチしてもらえればいいなと思ひます。

北古賀 皆様、こんにちは、北古賀でございます。今日最後、裁判所から控訴の主張はほぼ出尽くしましたかという話になって、今回会計学の観点から補充した書面を出していて、とても分かりやすく説明してもらえたのではなからうか。会計ってすごく難しいところが、平易な言葉で裁判所に伝わったのではないかというふうには思っています。あとは相手方から出される書面が最初7月12日と言ったので今までのをまとめたのが7月12日に出るのかとちょっとびっくりしたのですが、おそらくもう前もって準備していたのだろうなって、私と福島先生は話をしていたところです。それでも7月31日までに出すということなので、想定していたのは結構分厚いのが出るのかなと思ひっていて、1ヶ月半ぐらいかかるだろうと思ひていたのが、最初は1ヶ月くらいで出すということだったので、それなりに用意周到にしていたのかなと思ひる反面ですね、出てきたら出てきたで、またこちら書面を書くことになるのかなと思ひつつ。で、高裁で4回も5回も期日を重ねるといふのは、多分福岡ではあまりない。大体1回終結で、もう本当にあ

っさりしたものですけども、事案の重大性なのか、弁護団長がしつこいのか、回を重ねて丁寧に裁判所も一応対応してくれているのではなかろうかというふうな印象を持っています。次回、8月28日に期日が入りますので、是非傍聴していただければというふうに思いました。以上です。

進行 ありがとうございます。それでは篠木弁護士、お願いいたします。

篠木 皆さんこんにちは、今日は本当に皆さん難しい内容で、すごく眠くなることがあったんじゃないかなと思います。私たちは会計学の専門家でもないので、法律家としても今日の議論というのはすごく難しかったです。ただ、やはり着眼点として、原価というのはどういうものなのか、つまり電気事業法も、託送料金は、適正な原価に適正な利潤を加えたものでなければならぬと規定しているわけですよ。だから、今回は「原価」というものは、会計学的にそもそもどういうものなのかという点に遡って議論をしたということなんですよ。

但し裁判所は、実は第一審の時に、「どういうふうな料金にするか、つまり料金を能率的な経営における適正な原価に適正な利潤を加えたものとするために、どのように原価などの算定方法を定めるかについては、そういったことも含めて、法は経済産業大臣に委任している」というような言い方をしているんですよ。だから、次にこの原価問題は、本来原価というものは会計学的にこういうものだとしてされているけれど、それを少し変更して公平な分担のために本来会計学的に言えば「原価」とは必ずしも言えない費用も、託送料金の算定方法としての「原価」として含ませて良いのかという、そういう議論になってくるんだらうと思います。やはり第一審では、国もそうですけど、裁判所はそういったことも含めて専門的な見地から経済産業大臣に委任したんだなんて言ってるんですよ。それが控訴審で認められるかが大きな争点になっていると言って良いと思います。それは、国や原審は、経済産業大臣の専門的な見地にに基づく判断に委ねられていると言うけれど、原価計算や原価の基準というのは、経済産業大臣の所管事項にとどまらず、他の大臣の所管事項や別の分野にもまたがるものなので、原価計算や原価の基準を変えて良いのか、電気事業法がそこまで委任しているのかという問題です。これをどのように乗り切るかが次に問題となり、そういう闘いになるのではないかなと思います。但し、この今の議論というのは第一審の時にはこんなに詳しくしてなかったもので、国もそれなりの準備をしなければいけないんじゃないかなと思います。以上です。

進行 ありがとうございます。では、小島弁護士、お願いしたいと思います。

小島 どうも皆様お疲れ様でした。今日の話はちょっと分かりにくかったと思いますが、これは私どもとしては、第一審の時から原価というものは会計学の概念で、明確に決まっているから、それと違うものを徴収するというのはおかしいんだということを書いてきたんですけども、第一審では原価なんかいろんな解釈ができるというふうなことを言われたので、いやそんなものではないよと言うことを今日、示させていただいたということになります。ただ、今日の裁判所の雰囲気を見てもお分かりだと思いますけれど、どこまで我々の言っていることを受け止めているのか分からないですね。だから、会計学上の概念、あるいは普通に考えら

れている原価というものと、電気事業における原価というものは全く違うものなんだと、経済産業大臣が勝手に決めていいものなんだという観念で第一審の判決は出しているので、その延長線上のまま、もう今回の議論なんかは全部すっ飛ばしてやってくるという可能性は十分にあるだろうというふうに思います。そういうことをやってしまうということは、きわめて重大な問題があるんだよというところを改めて私のほうでも言っていかなきゃいけないんじゃないかと。そもそも、この原価とは何かという考え方自体が。原価計算がもともとどこから出発しているかというところ、ルーツは非常におもしろいところにあつてですね、戦前に原価計算が始まるんですけども、基本的には軍隊の備品調達のための計算なんですよね。だから、陸軍や海軍が軍の装備品を買う時にいくら払えばいいかの計算で、それを正当化するため、つまりあんまり余計な高いものは買わされないようにするためなんです。企業の言いなりになって高いものを払うんじゃないで、安いで、できるだけ安く交渉するための道具として作られたと言うのが原価計算基準の最初の発端なんです。それを戦後新たに引き継ぐ形で今度は少し拡大していき、一般化していったということになるんです。だから元々その公の調達ないし、公の公共料金といったものに適用されていた。特に戦前の場合は途中から戦時統制経済というのに入りますので、いろんなものの料金を政府が決める体制に入るわけですね。電気料金もそうなんですけど、電気料金って実はそれまでは自由に決めてたわけですね。明治から大正。ですから、僕は、埼玉県の川越市というところなんですけど、川越出身の人間が福沢諭吉の養子になってですね、彼が岐阜の方で水力発電を作ったりして、それがのちに中部電力の発電所の一つになるんですけども、その時は中部電力というのではなくて、その地域の発電会社として作るんです。それでそういうふうに自由に販売して、決めていたわけ。同じようにやっていたのは米もそうなんです。自由に販売してました。その後に残っている米の間屋にというのは、基本的には大体証券会社と同じです。米は相場取引商品なので、今だとほとんどご存じないかもしれませんが、「山種」とか「黒川」とか「木徳」とか、皆、証券会社なんですけど、今無くなっちゃいましたよね。黒川木徳証券とか山種証券とか無いんですけど、皆その米問屋なんです。要するに彼らは相場取引で普通に取引しているわけです。それが戦時統制経済に入った時に全部政府が包括して、米だったら食糧配給公団それから電気は日本送配電というところが全国一律で電気料金を決めていく。そういう公共料金を決めていく時に今度はそれまで陸軍や海軍でやっていた調達のための原価計算がまた再びそこで活用されて公共料金の仕組みとして使われるわけですね。ですからその統制経済のもとの料金の仕組みとして今度原価計算が使われて、戦後も一時期そういう形で使われていたんですが、それが自由経済化して行く中で段々無くなっていく。ただ、それ以来、その時からの、言わば電力業界というのは、実は、基本的に完全自由化がほぼ実施されたのが2010年代に入ってからで、最終的には2020年に全面自由化されるわけですけども、日本の経済の中で戦時統制経済が残っていた業界というのは二つあるんです。今申し上げた電力と米なんです。米の戦時統制経済の名残が食糧配給制度というの

で、食糧管理法という法律がずっと残っていて、その食糧管理法が無くなったのはなんと1990年代ですからね。1990年代に食糧管理法無くなって2003年に最終的に米の計画経済的な仕組みが無くなりました。でも電気はそのまま残っていたわけです。電気は最後まで戦時統制経済の仕組みがそのまま残っていた仕組みなんです。ですから、そのこのところにおける原価を本来であれば、そういう原価の成り立ちからすれば、それを踏まえて作られた原価計算基準をきちんと反映したもので厳密に対応しなきゃいけないんですが、それをいいことに、実は経済産業省と電力会社が、言葉は悪いですけど、結託してそれを悪用して総括原価だということで、ありとあらゆるものをそこに積み込んだわけです。本来ならば、電力の原価にならないような、それこそ原子力発電所を作るための地元に対策費を出すとかそういうのも全部電気料金の原価にしていったわけです。例えば、あのJビレッジ、Jビレッジつて福島の方にJリーグの練習場があるんですけど、福島第一原発事故の後にはあそこがその福島第一原発事故の作業をする人々の拠点になった場所ですけど、元々あれは、東京電力が福島原発を作ったので、その地元対策としてJリーグのサッカーの練習場兼合宿場をちゃんと手配しますとしたのが、Jビレッジなんです。そういうのも言わば、電力料金の原価に入るわけですね。何かよく分からないけど、その原発を作るためにJビレッジを作った費用が電気料金の原価になってしまうと。これって原価じゃないよねと思うようなものを原価にして、ずーっとそういうふうに慣れ親しんできたわけです。経済産業省はそれを是としてきたわけです。そうするとそういう感覚からすると今回ちょっと乗っけたけど、まあ～今までと同じだからいいよねと。問題はですね、これは全然だめだと思うんですけど、電力自由化になった以上はもうそういう統制経済的な名残りは無くして、必要最小限のものに絞り込まなきゃいけないんだから、そういったものをそこに乗っけちゃいけないという仕組みになるはず。そういう意味で今回やった原価計算基準というのはすごく重要な意味を持ってくるはずなんですけれども、多分、経済産業省が次回反論してくるのは、いや確かに1962年に作った原価計算基準はそうかもしれないけれども、長年にわたって電力業界、発電事業業界は違う概念で原価を使ってきたと。我々の言う原価は全然違うものなんだ、だから違う原価でずーっと長年やってきたのに、その違う話をされてもそれは関係ないだと多分そういう反論をしてくるんです。そういう話をすると何となく裁判長もそうかなってうってなっちゃう極めて残念なというのが今の裁判所の現状なんですけれども。だからそういうふうになってしまうのはおかしいんだよということを次回に向けてきちっと言っていく作業をしていかないといけない。今日言ったとことにはある意味すごく当たり前のことを言っているんですけど、当たり前のことを当たり前に理解しない。普通の人の常識とは違う常識に経済産業省が立っていて、その間違っただけなんですけど、それで言わば電気事業法ができて以来、電気事業法ができたのは確か昭和37年（1962年）くらいなんで、ほぼこの原価計算基準ができたのと同じくらいなんですけど、それ以来、約60年間、間違っただけでずーっとやってきたわけですね。彼らにしてみれば60年もこれでずーっとやれたんだから、今さらそれが間違っ

いると言われたってそれはもう60年もこのままやってきたんだから、俺たちがやっていることは正しいよねって、そういうね、なんか間違っただけでも60年やっちゃうと正しくなっちゃうというね、そういう感覚なんですよ。裁判所というのは意外とそういうところに弱くて、間違っているかもしれないけれど、60年間やってきて国民がそれを受け入れられてきたよねと、だとすればそれをまあ「NO」というわけにも行き辛いよねという感覚になりかねないので、そここのところをそういう間違っただけを通してはいけないんだよというのをどのようにして裁判所に理解してもらってというのが非常に重要なポイントだと思うんですね。だから、そういう意味では、今は電力自由化で昔の時代とは違う時代になったんだという、前に出したあの八田先生の意見書ですね、もう時代が変わったんだから、今の新しい時代の中ではもう経済産業省が護送船団でずっとやってきたようなやり方はもうお終いだと。もうそういうやり方は変えていかなきゃ、世界の中で日本の電力業界も取り残されるんだよということをきちっと言っていかなきゃいけない。そういうことを少し説明してあげたほうがいいかなという気がするんです。あの裁判所がどう乗ってくれるのかというのは大変難しいところであるんですけど。しかもそここのところでね、専門的、専門的というわけですよ。経済産業省に専門性あると思いますか。全くないですよ。大体、経済産業省の役人というのは3年で部署が変わるんですよ。だからです。ちょっと分かりそうになったらもう別の部署に行って、専門的知識の継続というのがないんですよ。それで、だんだん前に言ったことと違うけども、なんか新しい時代に適したように、前に言ったことを誤って引用するなんてことがこの事件でも行われているわけですね。だから、この事件の中で1990年に電力自由化が始まった時にもともともこういうふうな負担、公共的な負担は託送料金に乗っけて取るんだというふうな提言がされていると、それを具体化しただけだというふうに昔の提言に結び付けたんです。それで昔の提言を見てみると、そんなこと書いてないんです。昔の提言で言っているのはすごく当たり前のことで要するに電力自由化がされると基本的には発電事業者が競争し合う。消費者も自由に競争し合う。それで電力の供給が自由化されて市場取引になる。そうすると場合によってはミスマッチが起こるかもしれない。供給と需要の。その時に給配電の指令所というのができるんですよ。必ず。だから、今この日電気の需要が増えそうだ、この日電気が足りなくなりそうだ、だったらもうちょっとこここのところの発電所の発電量を増やしてくださいとかね。それからあと需要家の中にもお宅はちょっと需要止められませんかとか、そういうことを言う。そういう意味で電力の消費者もその給配電の事業指令所の意見を聞いてそれに応じて対応していく、そういう義務を負うわけですね。要するに自由化になる以上は自由化というのは自由に使っているという意味じゃなくて、電力というのは常に同時同量原則というのが絶対あるわけです。発電量と消費量が一致しなければ電力というのは不安定になってどうにもならなくなる。これが非常に電力の大きなネックなんですけど、そのためには自由に市場を回していった場合、自由に市場を回すことによってコストは全体として下がるはずなんですけど、その場合のリスクとしては今言ったような同時同量原則

が維持できなくなる。その時には給配電の指令所があって指令所の指示に従って皆さん行動してくださいと、そういう義務を負います。それは公益的な観点からの指令に消費者が従うべき義務があります。これは書いてあるんです。これは電力自由化する以上当たり前の話なんですね。だから当たり前の話としてのそういうふうな給配電指令所の指令に従うという義務が書いてあることを以って、そういう要するに消費者は一定の負担を負わなければいけない。負担というのは今言った通りです。同時同量原則を実現するために給配電指令所からの指令に従って電気の使い方とかそういうのを調整していくという作業ですね。そういうことに従わなきゃいけないということは書いてあるんです。これは電力自由化するためには当たり前の話なんですね。当たり前のことが書いてあるのを、そこでは発電のコストで皆に共通するものを払わなきゃいかんとかそんなことは一言も書いてないんですよ。一言も書いてないんだけど、公益の観点から消費者に一定の負担をしてもらわなきゃいけないと言うふうに書いてあって、その負担というのは今言った内容です。それを取ってきて、それから15年後くらいのね、報告書にもう前の報告書に書いてあると、だから、ちゃんとその自由化の時にそういう意見が出ているからそれに沿って今回は皆さんに費用を負担してもらおうというのが自由化の当初からの方針です。そんなことは言っていないし、どこにも書いてないでしょ。そういう嘘を言うのは止めてほしいと思うんだよね。それでかなりその言っている嘘を今回暴きつつあるんですけども、そういうことを暴いていくというのは、少しは意味があるんじゃないかなと。やっぱり経済産業省も専門家と言いながら嘘を言ってごまかすということをやっているのが専門家の姿勢として、そういう専門家がいいのかと、そういうふうな専門家の言うことに裁量を任せたら国民はとんでもないことになるんじゃないかって言うことで迫っていくという作業をしていく必要があるのかなというふうに思います。だから、その辺のところをですね、今回の、多分今回国のほうは本当にしょうもない回答をしてくると思うんですね。さっき言ったように原価計算のことであれば、原価はそういうものだというふうに決められたのかもしれないけれど、電気の原価って全然違う別の概念だと、俺たちは長年これに通ってきたのだから原価はそのとおりにやりますよと言ってくるでしょうし、電力自由化というのはいろんな形態があるのだから、別に電力自由化になったからと言って発電コストをいろんな、皆でカバーすることが大事とかそういうことをいろいろ言うてくると思うんですよ。でもそれを通したら、どういうところが問題だし、今回のものに限って言えば、今回のものを通すためにどういう嘘を言ったのかというところを改めて次回8月28日になったんですけど、要するに夏のね。7月31日に出たら、夏休み返上で書面を書いて、今言ったようなところで裁判所にこう裁判所の心に少しで響くようなものを出して。要するに国が本当にそういうしょうもない反論をしてくることはほぼ見えているので、しょうもないからといって安心していいということは全くなくてですね、残念ながら。裁判所はそのしょうもない反論にそのまま乗っかってしょうもない判決を出すことになりかねないので、そうならないようにするためにするにはどうしたらいいかっていうことを今から少し考えながらで

すね、反論を準備をしていくという作業をしていかなきゃいけない。そのためには本当は八田さんなり、今回会計の意見書を書いてくれた高野さんに法廷に来てもらって短時間でも直接話を聞くというのがすごくいいと思うんです。八田先生は非常にはっきりした意見を持っていて、彼は結構電力自由化では最先端をいつている北欧とか、アメリカのいくつかの州とか、そういうところのまさに給配電指令所の担当者とかそういう人に出て話を聞いているわけですよ。それで彼らが言っているのは、とにかくこの託送料金というものは何でもぶち込もうと思えばぶち込めちゃうから、常にこの料金のところにいろんなものを放り込もうという圧力がいろんなところからかかって来る。それをどう食い止めるかが電力自由化が成功するためのカギだというふうに各国政府の担当者から言われて自分はそのために奮闘してきたと。それでね本当に彼が法廷に出てくることができれば、その観点から見てこれはどうですか、と問えば「論外です」と多分応えてくれると思うので、そういうふうなことをやるといいかなと思うんですよ。やっぱり世界の潮流の中で明らかに論外なことを日本の政府はやろうとしているということを明確に言うていくというのが一番説得力のある話なんで、そういうことができる少し流れが変わる、変えたいと思っているんですけど。いやあ、一審判決絶対に勝つと思ったのに負けたんであまり全然強いことは言えなくてです。先ほど僕の執念で長引かせていると言われたけど、そんなことはありませんから。負けたくないからとにかくやるべきことをとにかくやって、知力を尽くしてやり尽くして負けたならしかたないけど、やらずに負けたら悔いが残るじゃないですか。だからどんどんとにかくやろうというふうに思っています。すいません長くなって。

進 行 ありがとうございます。それでは理事の皆さんからお願いしたいと思います。日高理事長からお願いよろしいでしょうか。

日 高 皆様お疲れ様でした。今日もありがとうございます。そうですね、その前に先ほども報告がありましたけれど、署名の取り組みでは皆さんにご協力いただいて本当にありがとうございます。おかげさまでたくさんの署名が集まりまして、静岡の皆様の方も加えて、先ほど届けることができました。本当に皆さん家族の方とかご友人とか周りの方々にお声をかけていただけたこの数字だと思います。今日も皆さんと一緒に傍聴ができて、熱い視線を送ることが一つの目標かなと。皆さんこの会場に来て皆で見守るといいうことが一つの表し方だと思っているので、これからもできる限り私も傍聴に来たいと思っています。今日最初に裁判所の中で聞いた時のお話は正直難しかったです。難しかったですけれども、今、お話を解いてくださって、とても分かりました。原価とはいったい何なのかということ、そして会計学の観点からこれははっきり間違っているということがお示しできたというところがとても腑に落ちたところがあります。今解説を皆さんからいただきましたけれども、国からどのような反論が来るのかということのをちょっと期待ではないですけど、どういうものかということを受け止め、いろいろ想像しながら、楽しみというか待ちたいなと思っています。私たち、皆さんが考えて、これ本当におかしいって皆さん気づいているこの託送料金のことで

すが、どうして国とかはこれをおかしいと思わないのかという市民感覚が欠落しているというか、私たちが普通に考えているおかしい、なんでっていうことを、間違っているんじゃないかということを感じていただきたいということを訴えていくという裁判が続いていると思いますので、普通の感覚というのを大事に、私も一人の主婦として、一人の人間として、皆さま一人の市民として、本当に普通の感覚、当たり前感覚ということこれから皆で一緒に訴えていけたらいいなと今日はまた、改めて思いました。これからどうぞよろしくお願いいたします。

薬師寺 第一審の判決の時は、裁判官がこちらの言うことに真正面から向き合ってくださいなくて、本当に悔しい思いをしました。高裁に控訴ということを決めて、裁判の様子は理事会のほうで聞いていたんですけども、やっぱりここに来ると違います。今回の裁判では難しい文言が多く、英語より難しいなど。相手の弁護士を見たら研修生のような経験値の浅そうな若い女性が3人で、どんなふうに国は向き合おうとしているのかなって思いました。私はGCおおいたからきました。大分県の下郷農協が被告の裁判が大分地裁で行われ、馬場弁護士と篠木弁護士には大いに関わっていただき、生協おおいた全員で裁判を一生懸命応援してきました。下郷農協にとって素晴らしい和解判決で決着がつかしました。一方、伊方原発を止める大分裁判の会の裁判においては、下郷農協裁判と同じ女性裁判長だったんですが、国が相手ですから、裁判長はこちらの言い分を全く無視した内容の判決を出し、残念なことに負けました。が今は高裁に控訴しています。相手が違うと同じ裁判長でもこうも違うのかなって。本当に現実を見たような気がします。この裁判も国が相手なので、またのりくりとまともな判決を出してくれないのではないかと思います。私たちの運動は裁判の判決で終わるものではないです。この運動は絶対社会の人たちに伝わっていくと信じています。ありがとうございました。

小林 皆様、お疲れ様です。GCくまもとの小林と申します。私は前回からですね、傍聴のほうに参加をさせていただきました。今回「会計法」上ということで、なんか難しいのかなといろいろ思いながら聞いていました。確かに難しいなと思いましたが、しっかりと分かったことはもう、全く私たちの一般の考えからすると逸脱しているなということは強く思うことができました。先ほどの小島弁護士のお話の中にあつた、60年間自分たちはこれでやってきたんだからというのは、とてもマイルールすぎて、なんか子どもがうち喧嘩する時にうちではうちのお母さんこれいいって言ったもんって言っているような、なんかすみません、子育て中だからですね、ついそこに当てはめて考えてしまったんですけど、なんかすごくそういうのに似ているなと思ってそういうことを裁判で争わなければならなんだっていうのがとても残念だなんていうふうに思いました。やっぱりこのことは今後、今まで60年間そういうことを気づかずに、見なかったのか、知らされなかったのか。そういう意味では電気を使っている私たちの責任でもあったんだなということも同時に今、私は感じています。やっぱり関心を持っていくこと、ちゃんと知ろうとすることということはいかに大事なことかということ今回

の傍聴で私は学ぶことが出来ました。いろいろ今後の流れのこともお話をいただいて、ぜひ裁判所に響くものということで、私たちができることは、多分こうやって傍聴に行ったりとか、それぞれが自分たちの単協に持ち帰って話をして、関心を持って、そしてより多くの方がこの傍聴に訪れることということが私たちはその響くことに手伝えることとか、私ができることなのかなとも思っております。私たちも悔いが残ることが無いように、やりつくすように、今後、別に私が裁判で証言するわけじゃないですけど、私たちができることを着実にしていきたいなと思いました。以上です。ありがとうございました。

上川畑 今日には本当にお疲れ様でした。毎月組織委員会でも電気のことについて、毎回皆で学習しつつ、やっているんですけど、やはり皆、電気のこと難しいって思ってしまうんですね。でも私たちがって専門家ではないので、向こうの土俵に乗って、これがこうだから、ああだからって、難しい専門用語を自分たちが全部理解しなきゃと思う必要はないと思うんです。その部分をフォローしてくださるために優秀な弁護士の先生方がいらっしゃるの。私たちはおかしいものはおかしい、でどういう社会を子どもたちに残したいのか、正しいことが言える社会を残したいのか、それとも強いものに負けて、正しいことも正しいと言えない社会にしてしまっていていいのかって、その部分を私たちは親として、大人として、伝えていけばいいんじゃないのかなって思います。本当に日本語って難しいなど、一審の時も思ったんですけど、分かりきった言葉の使い方をあぁだ、こうだごねてくる、本当に駄々っ子相手になんで私たちがやらなきゃいけないのかなと思いつつ、そこをもう微に入り細に入り、弁護士の先生方が「これおかしいよね。日本語としておかしいよね」「これがこうだからおかしいよね」って言うのに聞かない。もうすでに三権分立は崩れてしまっているのが実情ではないのかなって印象をずっと持っています。だけれど、今の原発に関する裁判は、本当に理不尽な判決がずっと続いているのが現状だと思いますけれども、勝ち負けで言えば、裁判、なかなか明るい展望が見えないですけど、勝負に勝つことはできるんじゃないかなって思っています。だから、勝負というのはなんか子どもたちに明るい種をまくことだと思っていますので、親は諦めなかった、うちのお母ちゃん諦めなかった、それを後ろ姿で見せたいなと思います。これからもまたしばらく続くかと思えますけれども、最後まで種まきはあきらめないで続けていきたいと思えます。ありがとうございました。

横山 皆さん、お疲れ様でした。GCかごしまの横山と申します。私も理事会のほうで裁判の様子はずっとお聞きしていたんですけど、こうやって傍聴するのは初めての経験でした。裁判所に入る時から、荷物検査とかがあってびっくりしたという、そういうところからスタートしたんですけども、やっぱり話で聞くのと自分の目で実際に見て、空気を感じるというか、参加するのは全然違うなというふうに思ったところでした。私には中二の娘がいるんですけども、今朝、お母さん今日どこに行くのと言われたので、裁判所に行くよって言ったらびっくりして、何しにって言うところから、実はグリーンコープでは託送料金裁判というのをやっててねという話をして、ちょっと以前鹿児島で馬場弁護士に託送料金の学

習会をしていただいていたので、その知識を思い出して、娘にちょっとこういうことがあって、こうなんだよ、という話をしたら、すごい娘がプリプリと怒りながら、それは間違っているって言って、怒りながら今日、朝、学校に行っていました。だからやっぱりあとはあの鹿児島の方でも取り組みで託送料金の話をすると、組合員さんは知らなかったと、「そんなことが?」「そんなのが乗せられたんだ」と、やっぱり知らないんですね。アンケートのほうも「これはおかしいと思う」と書かれていた方もいっぱいいらっしゃいましたので、やっぱり間違っていることは間違っているって言い続けたいなって、今日改めて思ったところでした。本当に弁護士の先生の皆様は頭がいいなと思ってすごく感謝をしております。先ほどのお話では、電力会社さんも60年間同じようなやり方をされていて、多分それを今さらひっくり返されても困るっていうのもあるんだろうなとは思いますが、やっぱり知らないでお金を払っていくというのはおかしいと思うので、いろんな方にこの事実を知っていただいて、やっぱりおかしいことはおかしいって言い続けたいなと思いました。はい、今日は本当にありがとうございました。

島 田 皆様、お疲れ様です。長崎から来ました島田と申します。私、グリーンコープの組合員なんですけれども、グリーンコープに入って初めて託送料金という言葉を知りました。託送料金って何かなって思ったら、電線の使用料だったということでした。その電線の使用料に何でもかんでも乗っけてくるということをしているんだなっていうことも知りました。国民も、もうそろそろ気づいてくるんじゃないかって思っています。こういう活動をしていたら、こういうことを耳にすることも出てくるだろうし、たくさんの人に知っていただきたいなという気持ちでいつもおります。そして今回私も初めて傍聴させていただいて、裁判所自体に初めて来たんですけれど、さつき横山さんの話にもあったように、手荷物検査があって、私はちゃんと空港での検査のようにペットボトルを手に持っていたら、「それはいいですよ!」と言われて、もう何が何だか訳が分からなくて、またペットボトルを戻したりして、本当に初めてのことをいろいろ経験させていただけるなと思っています。今回、会計学の観点から意見陳述をされたというのはすごいなと、目の付け所がさすがだなと。私も専門家じゃないから分からないんですが、さすがだなと思って聞いておりました。何か一つも要件を満たしてないから原価に当たらないということが、とても分かりやすく述べられていましたので、伝わったのではないかなと思います。託送料金の問題のことを国民の多くの人に知っていただきたいなという思いです。今日はありがとうございました。

株 元 お疲れ様です。くまもとの株元です。今日は会計学のところということで、本当に難しいなって思いながらも、でも会計学の観点から見てもおかしいということがとても分かったので、「おかしいじゃん」っていう、本当にそのひと言です。それとやっぱり国は何でもかんでもOKっていう、自民党の裏金問題もそうですけど、何でもかんでも、お金をルーズにしてもいいというような、自分たちはそうやって勝手に何でもかんでもいいようにするくせに、国民のこととなるとそうではなく、私たちが税金払う時はいろいろと確定申告とか、なんとか申告とかし

ますけれど、その時はこれは入れちゃだめとか、これは経費と認められませんとか、そう言われるんですよね。そっちのほうは何でもかんでもいいんだったら、こっちだってなんでもかんでもいいじゃないって言いたくなって思いました。それと、グリーンコープは組合員主権というところで、本当にカーボンニュートラルの財源をどうするかということについて、今話しあっていますけれど、「いやあ～何でもいいんだったら商品代に乗せちゃいます」って言えばいいんですかというような話ではないですか。でも私たちはそこはちゃんと話し合って、自分たちが納得して、「これだったら出せる」とか「こういうやり方だったら出せる」とか、「これぐらいの金額だったら出せる」とか、ああでもない、こうでもないって言いながら何年間も話し合って、もうそろそろいいじゃないかなと思いつつも話し合って、最終決まるか決まらないのか、分からないのですが、一生懸命話し合っているじゃないですか。それなのに「勝手に何でも乗せちゃえ！事故があったら皆に払ってもらおう！」みたいな、そういうのはやっぱり良くないなと本当に思うし、この問題を本当に皆に知ってもらいたいと思うし、私たちも伝えなきゃいけないなと思っています。次回は、向こうからの反論があるということで、ようやく来たかという感じがしています。次回の期日は、くまもとの単協理事会とかぶっているのですが。相手の反論はぜひ聞きたいので、参加できたらいいなと思っています。ありがとうございました。

進 行 ありがとうございます。それでは今日もたくさんの方に報告集会にご参加いただきありがとうございます。ご参加いただいている皆さんのほうからご意見・ご感想などおひとりずついただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

参加者A かがしまから来ました。今日はありがとうございました。裁判所の傍聴席で聞いた時は段々付いていけなくなってどうしようかと思っていたんですけど、報告集会でもう一回分かりやすく噛み砕いて説明していただけてすごくよく分かりました。だからこの裁判所の法廷で傍聴することも大事ですけど、この報告集会ってすごく大事だなと思いましたので、次回からも来たいと思っていますが、もし参加できなくてもZoomできちんとこの報告集会にはオンライン参加したいなと思いました。一つ、ちょっと残念と言うか考えないといけないなと思ったことが、署名で約1000筆を書き方の不備で無効になってしまったっていうのは本当に組合員事務局としては心苦しくて、これ防げたいな、ひと言「ボールペンで書いてください」とか、そういうことを伝えたらよかったなと。無効になった署名が本当にもったいないと思いましたので、反省として次回に活かしたいと思えます。今日はありがとうございました。

参加者B くまもとから参加しております。傍聴参加は今回で2回目です。毎回裁判で感じるんですけど、やっぱり国側の（被告）席に座られている方については、あまり誠意が感じられないというか、なんかきちんとですね向き合っていないんじゃないかなといつも感じておまして。特に今回また、女性の方たちが来られたということで、毎回、その1回目2回目と相手側の弁護士の方たち替わっていられるんですけど、そういった形でなんかあまり真剣に向き合っていないなというところですね、今回もちょっと実感しまして。これからしっかりもう一回このことを見直

して、自分なりにもきちんと考えて今後いろいろなところでまた関わっていききたいなというふうに思いました。今日のこちら側の意見についても改めて深く理解することができたので、またしっかり次も、参加してまたいろんな方に伝えていきたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

参加者C くまもとから参加させてもらいました。2回目です。今度は被告側の意見が聞けるということで、是非参加してしっかり聞き留めたいなと今思っているところです。私たち本当に目まぐるしい変化がある中で対応して生きていかなければいけないのに、全然国は変化していないのかなって60年間変わっていないというその体制的なところもなんか今回良く分かりましたので、なんとか変わってもらえる国になってほしいなと思いました。以上です。

参加者D くまもとから参加しました。今、朝ドラで「虎に翼」というのがあっているので興味深く拝見させてもらっています。2回目なんですけど、何か1歩進んで2歩下がるみたいな感じだったんですけど、いよいよ次回はちょっと反論がありそうということで、ちょっと内心ワクワクしている自分がいます。どんなことを言われても、多分こちらの弁護士の先生方はちゃんとしっかりそれ以上の想定のお答えを返してくださると確信しておりますので、また来れるなら来たいなと思っています。よろしくお願いします。

参加者E 毎回、大体参加しております。本日の会計の意見陳述は非常によく分かりました。原価に入れるのは4条件を全部満たしてないといけないし、原価に入れちゃいけないのがちゃんとあって、例も書かれているんだというのを述べられて、ああそうなんだというのがはっきり分かりましたので、それを覆すには今さっき小島弁護士が言ったみたいに適当にひっくり返すんだらうと思うんですけど、一審の時にも負ける気はしなかったんですけど、今回、先ほど帰られた弁護士さんが言われたように高裁でこんなに何度も何度も審理があるのは珍しいので、勝てるんじゃないかなというふうには思うんですけど。それから国の反論のほうは文書だけで弁論しませんよね、多分。あんまり期待しないほうがいいと思います。それより国の反論に対するこちら側の反論をきちんとしていただけるんじゃないかというふうに思います。本当に今、国の裁判はもう無茶苦茶だから、変わらないんかなという気もするけど、これは少しぐらいどうにかなるんじゃないかというふうな気はしているので、頑張らないといけないなと思っています。グリーンコープを利用させていただいていますが、それ以外のところでもこの件は九州電力本店前で言うておりますので、よろしくお願いします。

参加者F 本日はくまもとから参加させていただいています。私は共同体組織委員会の組織委員の一人として毎月共同体のほうの会議に参加させていただいていていつも松田さんのほうからいろんな視点でお勉強させていただいています。この託送料金のことについてグリーンコープとして裁判を起こしますよっていう段階から参加させてもらっているんですけども、傍聴は今回初めて伺いました。自分の中で弁護士の先生方が会計学の論点から今攻めていただいているということを知って、やっぱり専門家の先生って違うんだなって、視点が違うからいろんな観点から皆さんに説明していただいて。前回の時も馬場弁護士はパワーポイント

トを作っていたいただいたものも全部拝見させていただいたんですが、今日もとってもわかりやすく素人の私でも少しでも理解できるような感じで書いていただいていたので、自宅に帰ったらもう一度よく読んで頭の中に入れ込みたいと思います。今日はありがとうございました。

参加者G

くまもとから参加しました。前回「託送料金って何？」という感じで初心者として参加しました。今回2回目なんですが、前回もこのような報告集会の時に、やっとなんかちょっと理解できて、今日も裁判所を出てから「なんか、よう分からんけど」って感じて出てきました。でもこのような報告集会をしていただくと、小さなことから噛み砕いていただき、染み亘るようになってきます。これでまた帰ってからもう一度資料に目を通して自分のものにしたいと思っております。裁判って勝ちたいのは勝ちたいんですけども、まあ勝つだけではなく、勝っても負けてもやはりこういうおかしいことに対し、こうやって声を、一市民が声を上げていくというのがこれこそがやっぱり大事なことなんだと思います。これからもこのようにおかしいことはおかしいって言えるような社会をめざして運動を続けていけるような人間でありたいなと思っております。また次回も参加したいと思っております。ありがとうございます。

参加者H

今日はありがとうございました。くまもとから参加しました。前回も参加させていただいて、大変分かりやすいパワーポイントとご説明をいただいて、すごくなんか自分が頭が良くなったような気持ちになって、自宅に帰りまして、夫に意気揚々と説明しようとしたら、やっぱり勘違いだったなということを知り、一生懸命資料を読みながら、夫に説明しました。やっぱり分かった気持ちになっているけど、家に帰って何回も資料を見て説明することで自分の中に入っていくんだなと思っております。今回もすごく理解していると思っておりますが、帰って夫に説明して、地域の方々に伝えて、ということをやすることで自分も理解していくんだと。また大事なことは、グリーンコープの組合員全員が同じ方向を向いて、大きな声を上げていくことで現状を変えることができるんじゃないかと思っております。自分の活動は、そういった声を上げていただけるように興味を持っていただけるように皆さんに伝えていくことだと思いますので、くまもとに帰りまして、しっかり伝えていきたいと思っております。今日はありがとうございました。

参加者I

今日はお疲れ様でした。ひろしまから参加させていただいております。私も共同体の組織委員会のメンバーとして毎月裁判のお話を聞かせていただいております。前回、初めて裁判の傍聴をしました。前回の意見陳述は分かりやすく、資料を見ながら、「ああ～、付いていける」と思っていたんですけど、今回は資料を追いながらも付いていけないところがあって、閉廷になるまでちょっと不安な気持ちでした。皆さんもちょっと今回難しかったねって言われているのを聞いてひと安心しています。ただ、ひろしまのほうからの参加は自分だけなので、今日の裁判の内容を伝えるということと、裁判所に行って熱い視線を送ることが、資料のほうに没頭してしまっ…それと気になったことがあります。被告席に座っている女性の方たちがずっとメモを取っていたのが気になったというか…。馬場弁護士が意見陳述されている間、ずっとメモを走らせていたようで、あれは

なんか作戦なのかな、どうなんだろうと、そういうところもちょっと気にしながらですけど、とりあえず今日最後まで熱い視線を送ることはできました。単協に戻り、なるべくかみ砕いて伝えられるように出来たらなと思っております。今日はありがとうございました。

参加者J くまもとから来ました。私も共同体の組織委員会のメンバーとして毎月電気のこととかを勉強させてもらっています。今日の馬場弁護士の意見陳述は本当にあの私は会計学とか結構好きなので、おもしろいなと思っています。今日いただいた鑑定意見書などもしっかり帰って見たいなと思いました。本当に意見陳述が痛快というか原価の4要件を一つも満たしていないというところがすごくスカッとしたというのはあったんですけども、片や国側の方たちの聞いている態度というか、それがすごく気になって。国の態度の縮図というか本当に表われているなというのなんか目の当たりにして、そういうところも単協に戻って組合員さんに伝える時に、私たちはすごく熱量をもって傍聴に行くけど、片や国側の対応などを怒りをもって伝えられたら、運動にも熱も入るかなと思ったところです。また参加したいと思います。

進行馬場 先ほどのメモを走らせていた件について、何かありましたらお願いします。さっきのメモの話なんですけど、あれは今日に限った話ではなくて、毎回ずっとメモを取っています、向こうの指定代理人。理由はちょっと分かりませんが、恐らくもう準備書面が相当難しくなっているの、国のほうもなかなか読んだだけでは理解できないから少しでも理解できるように、発言をずっとメモして、あとで読み返して理解しようとしているんじゃないかなと思います。

参加者I ありがとうございました。

参加者K くまもとから参りました。今回初めて参加させていただいたんですけども、参加するにあたって家でもちょっと目を通したりと、自分にぐっと引き寄せられたかなと思います。今日は会計学の視点からということで、まあそういう視点からも弁論するんだという、本当にあらゆる視点から主張していくんだなと思って、すごいなと思いながら聞いていました。原価ということでは、電力ではちょっと特別扱いだったというのも初めて知りましたし、あと経済産業省と電力会社がなあなあ関係になっているとか、いろいろな問題があるんだなというのも感じました。もちろん裁判には本当に勝ってほしいんですけども、勝ったらきつというボロが国は出てくるんだろうなと思って、これは長い闘いになりそうだなと思いながらも頑張って声を上げていきたいと思いました。

参加者L くまもとから今回参加2回目で来させていただきました。前回、1回目の時もそうでしたが、法廷に入って傍聴席に座って、映画で言ったら、映画の本番が始まる前の予告がちょっと流れて、予告が終わったって思ったら、「はい、今回の裁判、終わりました」みたいな感じの印象でした。「えっ？これで終わり？」というざわめきを周辺で共有しながら、ちょっとこれでなんか何かが進んでいるのかなというのがちょっと掴めずにいて、今回の2回目でもやっぱりそうだったので、なんだかですね。次回、国が反論をしてくるということが分かるだったので、次回もなるべくなら参加したいなと思いつつ、でも参加枠が初めて参加される方で埋まっ

てしまうともう来れないかな、できれば3回目も来たいなと思っています。こういう主張やこのような成り行きについて、小学校4年生の息子に説明したら、多分「大人っていい加減なんだね」「自分の都合のいいように解釈してごまかすんだね」って言われるだろうなと思います。多分それに反論できない自分いることが感じられるので、息子には「多分、これからあなたが社会の授業などで習う三権分立は教科書だけの建前だよ」「政治は、行政は、民意を組んで運営なんかされていないから、もう自分の人生は自分で考えて自分軸で生きていってね」ということを切に伝えていこうと思っています。今日はありがとうございました。

参加者M

くまもとから来ました。今日は裁判所に入るのは初めてです。裁判の審理はあけなく終わってしまったという感じで、なんか無性に腹が立って、あまりにもその気持ちが強かったので、上着と水筒を傍聴席に忘れて、半分ぐらい帰りかけたところで気が付いて、お二人の方にそれぞれ持ってきていただきました。引き続いて報告集会でお話いただいたことで満足しました。ここで聴いた話を踏まえて、帰ってよくよく読んで考えたいと思います。そして今日はなんかドキドキしながら来ましたが、今度もまた是非参加したいという気持ちに変わりました。本当に私も微々たる力しかないんですけど、心の中で思っていることをなかなか孫に同じ言葉で伝えたいんですけど、ちょっと難しいかもしれませんが、私も頑張りたいと思います。今日は本当にありがとうございました。

参加者N

ふくおかの組合員事務局をしています。実は今日はGCふくおかの通常総代会の日で参加はできないと思っていたんですが、いずれ耳に入るとは思いますけれど、ちょっと総会が散会をしましたので途中からですが、参加しました。来れないつもりでしたが、行けるなと思い駆けつけたものの、バックの中にハサミやらを所持してまして、手荷物検査を何度か通過して止まってを繰り返して時間がかかってしまい、意見陳述の全ては聞くことができませんでした。いつものように法定での意見陳述の説明をいただきありがとうございます。私も、やっぱりこういう報告集会がとても有難いなと思っています、前回高校生の娘を連れてきて、やっぱりこの場で感じるものがあったみたいでした。今日も報告集会だけでも行ってこようかなというふうに言っていたので、また帰って伝えたいと思います。理事長とか委員長も言われていましたけれど、本当に私たちにできることっていうのはそれぞれがあると思っています、私も右から聞いて左から抜けるので、組合員事務局をやっている申し訳ないんですけども、それでも本当に一人の力がちょっとずつでも集まればすごく大きな力になる、何とかの法則ってありますよね。そういうような波動というか、そういった空気が絶対に伝わるとは思って私も日々組合員の皆さんに話をしています。少しでも周りの方に伝えて、裁判所に足を運んでもらうように、理事長たちの思いと今日参加されている皆さんの言葉を控えていますので、皆に伝えていきたいと思っています。お疲れ様です。いつもありがとうございます。

進 行

ありがとうございました。それでは今ひと通り感想などを言っていました。それを踏まえて何か弁護士の先生のところ、補足などありましたらお願いいたします。

東 原 お疲れ様です。短く、3つか4つ、皆さんの感想を聞いて思うことを報告させてください。一つは、結局は小島さんが言われたように、間違った慣行、間違った常識に対して、当たり前前の普通の感覚を、というのを裁判の中で問うているということの意味があると思います。どういう判決に最終なるにしても、それ自体に意味・意義があるということです。それに関連してですけれども、一つは会計、お金というのはものすごく大切なものだと思います。だからこそカーボンニュートラルの財源をどんなふうに組合員が出していくのかということ、組合員がどう決定できるのかということ、グリーンコープ共同体をあげて、数年間の論議を重ねています。だからこの裁判は、国に問うていることを自分たちのグリーンコープの中で考えようという意味とつながっているんだということだと思います。自分たちに関わることをどこで誰が決めていくのか、それを共同体は1回間違えようとしてしまいました。カーボンニュートラルの件では。そういう共同体の自己反省も含めてこの裁判を国に問うているんだということを感じます。だからこの裁判、いろいろと検討していくことは、私たちグリーンコープの単協、共同体がますます真っ直ぐ進んでいけるようになることと大きくつながっていると思うわけですね。そういう意味で、今回鑑定意見書を書いてくれたメインの高野さんとか、金森絵里さんとかは、今度9月に会計学会で福岡に来られるというふうに聞いているんですけど、もし時間が合えばグリーンコープ共同体の理事会メンバーと交流ができて、できたら金森さんという方は女性の研究者で福島事故があった後の東電とか国の対応を見て、これはおかしい、会計の観点から見直そうということで「原子力発電と会計」のことを研究されている方です。今回会計のことをこんなふうに自分たちも考えることができた、そしてそれはグリーンコープ運動とつながっているんだというふうに思うので、もし脱原発の学習会なんかで活かすことができたらいいいんじゃないかなと思います。最後ですけれども、馬場さんはグリーンコープ共同体の法務部所属、篠木さんはグリーンコープ生協連合会の顧問弁護士、そして北古賀さんはグリーンコープ生協ふくおかの顧問弁護士、小島さんと福島さんは東京の弁護士なんですけども、馬場さんと篠木さんのペアでグリーンコープが関わる裁判の勝率という意味ではですね、ほぼすべて勝っているんです。皆さんご承知の福島民友裁判は最高裁まで行って一審、二審、三審、全部勝ちました。というのをお二人と私たち法務部と一緒にタッグを組んで頑張ったりしています。その他、大きな裁判も手掛けていただいています。だから、この裁判も最終、やっぱり勝ちたいと気持ちを持って行こうと思っているところです。以上報告します。

進 行 ありがとうございます。弁護士の先生方、何か重ねてございましたら、よろしいですか。はい、それでは最後、日高代表理事にお願いいたします。

日 高 皆さん、本当に今日は長時間、傍聴から報告会までありがとうございました。やっぱり傍聴に参加してよかったなと思いました。やっぱりあの傍聴席、あの場に行くことがとても大事だと思うし、この報告集会で皆さんと思いを共有してこれからますます頑張ろうと、一緒に一致団結できたというような実感を持っています。勝率が95%と聞いてなんかすごく舞い上がってしまっていますが、ほぼ楽

勝ではないですか。何かいい報告が皆にもできるのかなと思ったらなんかちょっとワクワクしました。本当にいろんなことをグリーンコープはどんどんしていますが、全てつながっているな、カーボンニュートラルにもつながっているなというふうに感じています。この託送料金のことや全ていろんなことが、運動としてつながっていくことなんだなと思いました。その一つ、この託送料金の問題をみんなと一緒にまた考える場を持ちたいなと思いました。皆さん、長時間でしたけれども、今日は本当にありがとうございました。

進 行 ありがとうございます。以上を持ちまして報告集会を終了したいと思います。ありがとうございました。

以上